

令 3 環 境 政 策 第 485 号
令和 3 年(2021 年) 1 2 月 1 3 日

各関係団体の長 様

山口県環境生活部環境政策課長

改正大気汚染防止法研修会の開催について

環境保全行政につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、令和 2 年 6 月に大気汚染防止法等の一部が改正され、令和 3 年 4 月 1 日から順次施行されています。今後、令和 4 年 4 月から事前調査結果の都道府県等への報告義務が、令和 5 年 1 0 月から資格者等による事前調査の実施義務が施行されます。

つきましては、別添のとおり、関係事業者へ今後施行される内容について改めて周知するための研修会を開催しますので、貴団体関係者に対して周知くださるよう御協力をお願いします。

なお、出席される場合は、参加申込書に記載の上、令和 4 年 1 月 5 日 (水) までに、別添に記載の申込み窓口あてメール又は FAX で提出ください。

(参考)

当研修会の案内については、県ホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/asbestos/kousyu.html>

大気・化学物質環境班 担当：柿菌 TEL 083-933-3034 FAX 083-933-3049 E-mail a15500@pref.yamaguchi.lg.jp
